

令和5年度

松江市立皆美が丘女子高等学校



第1回 学校運営協議会

- 1 日 時 令和5年5月30日(火)
10:00~11:00
- 2 場 所 松江市立皆美が丘女子高等学校 応接室
- 3 会 次 第 (1) 学校運営協議会委員委嘱
(2) 開会のことば
(3) 校長挨拶
(4) 協議
①会長、副会長の選出
②学校運営方針について
③その他
(5) 委員の皆さまからの質問、提言等
(6) 校長挨拶
(7) 閉会のことば

令和5年度第1回学校運営協議会参加者一覧

(敬称略)

氏名	備考
委員 池田 太持	2年目 朝酌公民館館長
委員 渡部 知和	1年目 PTA会長
委員 坂根 千歳	2年目 元県立学校長 本校卒業生
委員 鶴鷗 順	2年目 中浦食品(株)取締役社長 商工会議所副会頭
委員 大谷 みどり	2年目 島根大学大学院教授
校長 中村 訓子	
教頭 山中 清恵	
事務長 糸川 健治	
総務主任 磯田 泰将	

協議

1 会長、副会長の選出

会長 _____

副会長 _____

2 学校運営計画

令和5年度 松江市立皆美が丘女子高等学校運営計画

1 校訓

より広く より高く (平成15年制定)

より広い心と、より広い視野や知識をもとに、より高い志を抱き、個人の人格をより高めていくよう努力しよう

2 スクールアイデンティティー

自立 創造 共生

3 本校の使命(スクール・ミッション)

松江市立の女子高等学校として、地域社会に開かれた教育活動を通じて、松江への愛着とグローバルな視点で夢を実現し未来を切り拓く力を培うとともに、松江市の未来の創造に参画するリーダーを育てる。

4 育てたい生徒像(グラデュエーション・ポリシー)

- (1) 未来の社会を生きる基礎力を備え、自らの未来に向け主体的に学ぶことができる生徒
- (2) ホスピタリティ精神に富み、自他ともに尊重し、品位ある言動で相手を慮ることができる生徒
- (3) 確かなコミュニケーション力を備え、故郷への愛情とグローバルな視点をもって自国の文化を深く理解し、他国の文化を尊重し、社会をよりよくするために行動することができる生徒

5 目指す学校像

生き生きと生徒が自らを伸ばし、広い視野に立って社会に貢献する力を培う学校

「Challenge を育て Challenge で育てる学校」

6 目指す教員像

- (1) 人権感覚を磨き、チームの一員としてホスピタリティ精神を持って安心・安全な学校づくりを推進することのできる教職員
- (2) 新しい教育の動きをふまえ、自らの資質を高めようと学び続ける教職員
- (3) 社会人としてのロールモデルとなる教職員

7 教育目標

- (1) 主体的な学びを促す教育の推進
 - ・学習習慣を確立させ、基礎基本を定着させる
 - ・「出会う」ことを通じて視野を広げ、学びを深める
 - ・「為すことによって学ぶ」ことに自覚的になり、協働して課題解決を目指す力を育成する
- (2) 規範意識の醸成と基本的な生活習慣の確立
 - ・社会人基礎力としての規範意識・生活習慣を確立する
 - ・立場や世代を越えて他者を思いやるふるまいを育成する
 - ・相手の気持ちを尊重し、ホスピタリティ精神をもって行動する力を育成する
- (3) 国際教育・英語教育の推進
 - ・グローバル社会をたくましく生きるコミュニケーション力を育成する
 - ・語学の学びを踏まえたグローバルな思考力・表現力を育成する
 - ・物事を多面的に考え、多様性を受け入れる力を育成する

8 重点目標

- (1) 自他を尊重し、互いの成長を認め合う教育活動の推進
- (2) 確かな学力の定着・伸張と考える授業・表現する授業の展開
- (3) 普通科、国際科それぞれの特性を生かしたキャリア教育の推進と進路実現
- (4) 探究型学習の推進
- (5) 部活動、生徒会活動、ボランティア活動等への積極的な取り組み
- (6) 高専連携、高大連携の推進
- (7) 地域、PTA、同窓会等との連携と活発な情報発信



本校の使命 (スクール・ミッション)

松江への愛着とグローバルな視点で夢を実現し未来を切り拓く力を培うとともに、
松江市の未来の創造に参画するリーダーを育てる

目指す学校像

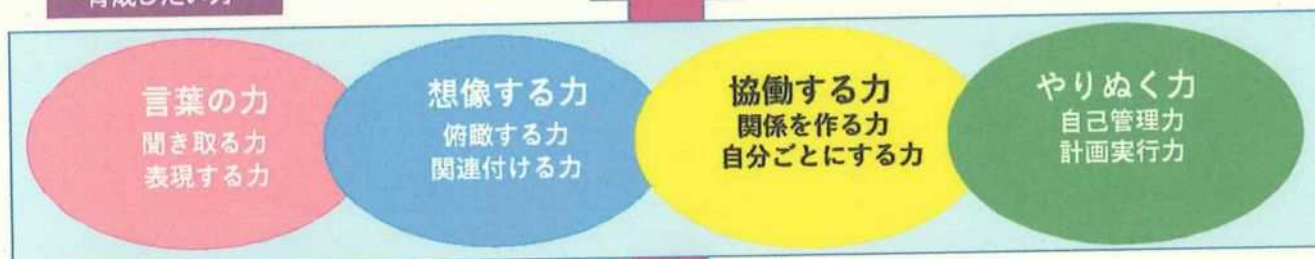
Challengeを育て Challengeで育てる学校

「生き生きと生徒が自らを伸ばし、広い視野に立って社会に貢献する力を培う学校」

育てたい生徒像 (グラデュエーション・ポリシー)

- ① 未来の社会を生きる基礎力を備え、自らの未来に向け主体的に学ぶことができる生徒
- ② ホスピタリティ精神に富み、自他ともに尊重し、品位ある言動で相手を慮ることができる生徒
- ③ 確かなコミュニケーション力を備え、故郷への愛情とグローバルな視点をもって自国の文化を深く理解するとともに他国の文化を尊重し、社会をよりよくするために行動することができる生徒

育成したい力



学びの特色 (カリキュラム・ポリシー)

「学びのその先へ」を実現するカリキュラム

普通科

国際コミュニケーション科

2つのコース・4つのエリアから選べる学び

- ★総合進学コース
共通テストで国公立4年制大学進学を目指す授業の展開
- ★キャリアデザインコース
高・専・大連携型の実践的な授業の展開
福祉・医療 家政・栄養
保育・教育 観光・ビジネス

語学と異文化体験を通じたグローバルな学び

- ★ALTの複数配置による実践的な英語学習
- ★中国語・韓国語の選択学習 (語学検定取得の奨励)
- ★異文化理解・国際交流を基盤とした国際感覚の育成

さまざまな出会いと体験を通じた探究型学習

- ・地域課題探究学習「まつえ学」
★松江の魅力を知る ★課題に気づく ★課題解決に挑戦する
- ・キャリア探究学習「総合的な探究」
★学びを知る ★仕事を知る ★生き方を考える

ユネスコ
スクール

部活動

地元大学 専門学校 保護者 地域 行政 企業

求める生徒像 (アドミッション・ポリシー)

- ・学ぶことに真摯であろうとする生徒
- ・様々な活動に意欲的に取り組み自分を高めようとする生徒
- ・ルールを守り、自分も人も大切にすることができる生徒

令和5年度 育成したい資質・能力 ルーブリック評価表

「ふるさとへの愛情をもって社会に貢献する生徒の育成」

資質・能力		レベル0	レベル1	レベル2	レベル3 (卒業時の理想像)	育てたい生徒像とのリンク項目	
伸ばしたい4つの資質・能力	1 言葉の力	聞き取る力	その時の気分や関係性に左右されて、他者の話を聞こうとする姿勢がもてない。	様々な表現で伝えられる相手の考えや思いを独りよがりな受け止めでなく、正しく理解することができる。	相手の立場や状況をふまえ、考えや思いを受け止め、正しく理解することができる。	相手が、自分とは異なる立場や状況にあってもその背景をふまえて、考えや思いを受け止め、正しく理解することができる。	①未来の社会を生きる基礎力を備え ②ホスピタリティ精神に富み、自他共に尊重し、相手を慮ることができる ③確かなコミュニケーション力を備える
		表現する力	使う言葉が限られており、どのような場面でも同じような言葉でしか表現できない。	場に応じた言葉遣いができ、相手に自分の思いや考えを伝えることができる。	自分の思いや考えを伝えて、相手に分かってもらえるよう工夫して伝えることができる。	自分の思いや考えを十分な根拠をもって伝えるとともに、聞く人の立場に寄り添って表現することができる。	①未来の社会を生きる基礎力を備え ②ホスピタリティ精神に富み、自他共に尊重し、相手を慮ることができる ③確かなコミュニケーション力を備える
	2 想像する力 俯瞰する力 関連付ける力	その時々、自分から見える範囲でしか物事を捉えることができず、自分の快不快に基づいた自分本位の考えで行動する。	他者から見た自分という視点を持ち、自分自身がどうあるべきかについて考え、行動に活かすことができる。	地域や身近な人々の立場に配慮しながら、これまでの学びや経験を踏まえて、自分がやるべきことについて考え、行動することができる。	社会や世界の情勢とその背景を理解し、これまでの学びや経験を用いて未知の出来事を推し測り、よりよい社会を築くための方法を考え、行動することができる。	①自らの未来に向け主体的に学ぶことができる ②ホスピタリティ精神に富み、自他共に尊重する ③故郷への愛情とグローバルな視点をもって自国の文化を深く理解するとともに他国の文化を尊重し、社会をよくするために行動することができる	
		3 協働する力 関係を作る力 自分ごとにする力	他者に対して、その時々気分によって応答しないことがある。仕事や役割を引受けても、その任を十分に果たせない時がある。	他者からの呼びかけに誠意をもって応答する。他者の発言に耳を傾け、自分の分担の仕事や役割を果たすことができる。	自分の仕事や役割をきちんと成し遂げ、必要な時は他者の手助けをすることができる。	自分からできることを探して行い、相手を選ばず協力して目標を達成したり、作業を行うような流れを作ることができる。	①未来の社会を生きる基礎力を備え ②品位ある言動で相手を慮ることができる ③確かなコミュニケーション力を備え、社会をよりよくするために行動することができる
4 やりぬく力 自己管理力 計画実行力	自分が成長するための目標を設定することができない。また、助言を受けても、気分によって取り組みが左右される。	自己の言動や置かれた立場を客観視した上で適切な目標を設定し、挑戦しようとする意欲をもつことができる。	目標を実現するための具体的行動が分かっており、優先順位に従い、継続的に取り組むことができる。	実践したことを振り返って課題を整理し、必要に応じて計画を修正し、さらに高い目標に向かって取り組みを発展させることができる。	①未来の社会を生きる基礎力を備え、自らの未来に向け主体的に学ぶことができる ②社会をよりよくするために行動することができる		

○松江市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則

令和2年2月19日

松江市教育委員会規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第47条の5の規定に基づき設置する学校運営協議会(以下「協議会」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 協議会は、学校運営及び当該運営のため必要な支援に関して協議する機関として、松江市教育委員会(以下「教育委員会」という。)及び校長(園長を含む。以下同じ。)の権限と責任の下、地域住民及び保護者等(以下「地域住民等」という。)の学校運営への参画並びに地域住民等による学校運営への支援・協力を促進することにより、学校と地域住民等との間の信頼関係を深めるとともに、学校・家庭・地域が一体となって学校運営の改善並びに児童及び生徒の健全育成に取り組むことを目的とする。

(設置)

第3条 教育委員会は、前条の目的を達成するため、その所管に属する学校ごとに協議会を置くよう努めるものとする。ただし、小中一貫教育を施す場合その他教育委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2以上の学校について1の協議会を置くことができる。

2 教育委員会は、協議会を置くときは、当該協議会がその運営及び当該運営のため必要な支援に関して協議する学校(以下「対象学校」という。)を明示し、当該対象学校に対して通知するものとする。

(学校運営に関する基本的な方針の承認)

第4条 対象学校の校長は、次に掲げる事項について毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

- (1) 教育目標及び学校経営計画に関すること
- (2) 教育課程の編成に関すること
- (3) 学校と地域住民等との連携による教育の充実に関すること
- (4) その他対象学校の校長が必要と認める事項

2 対象学校の校長は、前項において承認された基本的な方針に従って学校運営を行うも

のとする。

(学校運営等に関する意見の申出)

第5条 協議会は、対象学校の運営全般について、教育委員会又は対象学校の校長に対して、意見を述べることができる。

- 2 協議会は、第2条の規定を踏まえ、対象学校の職員の任用に関する事項について、職員配置の方針に関することに限り、教育委員会に対して意見を述べるができる。
- 3 協議会は、前2項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、対象学校の校長の意見を聴取するものとする。

(学校運営等に関する評価)

第6条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況等について評価を行うものとする。

(住民の参画の促進等のための情報提供)

第7条 協議会は、対象学校の運営について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるものとする。

- 2 協議会は、前項の目的を達成するため、対象学校の運営及び当該運営のため必要な支援に関する協議の結果に関する情報を地域住民等に対し積極的に提供するよう努めるものとする。

(委員)

第8条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

- (1) 地域住民
 - (2) 保護者
 - (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
 - (4) 前3号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者
- 2 委員の定数は、対象学校の校長と協議の上、教育委員会が定める。
 - 3 対象学校の校長は、第1項の委員の任命について、教育委員会に推薦できるものとする。
 - 4 教育委員会は、前項の規定による委員の推薦が対象学校の校長からあったときは、これを尊重する。
 - 5 委員の辞任等により欠員が生じた場合には、教育委員会は速やかに新たな委員を任命するものとする。
 - 6 委員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項に規定する特別職の地方公務員の身分を有する。

(守秘義務等)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項のほか、委員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 委員の地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用する行為
- (2) 協議会又は対象学校の運営に著しく支障を及ぼす行為
- (3) その他委員としてふさわしくない行為

(任期)

第10条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

2 第8条第5項の規定により新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬)

第11条 委員の報酬は、松江市報酬費用弁償支給条例(平成17年松江市条例第43号)第2条第2項の規定に基づき、市長と協議の上教育委員会が別に定める。

(会長及び副会長)

第12条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第13条 会長は、対象学校の校長と協議の上、協議会の会議を招集し、議事を掌る。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

5 対象学校の校長は、会議に出席し、及び意見を述べ、並びに職員を出席させることができる。

(会議の公開)

第14条 協議会の会議は、公開するものとする。ただし、協議会が必要と認めた場合は非公開とすることができる。

2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。

3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(研修)

第15条 教育委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任並びに委員の役割及び責任等について正しい理解を得るため、必要な研修等を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第16条 教育委員会は、協議会の運営状況を的確に把握し、必要に応じて指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことによって対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする。

2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行うために必要な情報提供に努めなければならない。

3 対象学校の校長は、前項に規定する情報提供に努めたにもかかわらず、第4条第1項に規定する基本的な方針について協議会の承認を得られないとき又は対象学校の運営に現に支障が生じ、若しくは生ずるおそれがあると認めるときは、教育委員会に対して、設置の取消しその他の措置を講じる必要があることを申し出ることができる。

(設置の取消し)

第17条 教育委員会は、前条第1項の措置を講じたにもかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、協議会の設置を取り消すことができる。

- (1) 協議会としての活動の実態がないと認められる場合
- (2) 協議会としての合意形成が行えないと認められる場合
- (3) その他対象学校の運営に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合

(委員の解任)

第18条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する委員を解任することができる。

- (1) 本人から辞任の申出があった場合
- (2) 第9条の規定に反した場合
- (3) その他解任に相当する事由が認められる場合

2 教育委員会は、委員を解任する場合には、その理由を示さなければならない。

(庶務)

第19条 協議会の庶務は、対象学校において処理する。

(委任)

第20条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 協議会の設置及び委員の任命に関し必要な行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

松江市立学校における学校運営協議会の運営に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の5の規定に基づき松江市立学校（以下「学校」という。）に設置する学校運営協議会（以下「協議会」という。）の運営について、松江市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則（令和2年松江市教育委員会規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 協議会を置こうとする学校の校長（園長を含む。以下同じ。）は、学校運営協議会設置申請書（様式第1号）を松江市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出するものとする。

2 教育委員会は、前項の規定による申請があったときは、当該提出の日から30日以内に学校運営協議会設置通知書（様式第2号）により当該校長に通知するものとする。

(委員の任命)

第3条 協議会は、教育委員会に対し規則第8条第4項の規定による推薦を行うときは、学校運営協議会委員推薦書（様式第3号）により行うものとする。

2 教育委員会は、規則第8条第1項の規定により任命した委員に対し、任命書（様式第4号）を交付するものとする。

(委員の報酬)

第4条 委員の報酬の額は、年額6,000円とする。

(意見の申出)

第5条 協議会は、教育委員会に対し法第47条の5第6項及び第7項の規定による意見の申出を行うときは、学校運営等に関する意見書（様式第5号）により行うものとする。

(会議録)

第6条 協議会は、会議の内容を記録し、公表するものとする。ただし、協議会が特に認める場合は、この限りでない。

2 前項の規定による記録は、学校運営協議会会議録（様式第6号）により作成するものとする。

(設置の取消し)

第7条 教育委員会は、協議会の設置を取り消すときは、学校運営協議会設置取消通知書（様式第7号）により当該協議会会長に通知するものとする。

- 2 教育委員会は、協議会の設置を取り消すときは、その理由を示さなければならない。

(委員の辞任及び解任)

第8条 教育委員会は、委員本人から学校運営協議会委員辞任届(様式第8号)が提出されたとき又は規則第18条各号の規定に該当するときは、委員を解任するものとする。

- 2 教育委員会は、委員の解任を行ったときは、学校運営協議会委員解任通知書(様式第9号の1及び様式第9号の2)により当該協議会会長及び当該委員に通知するものとする。

(報告)

第9条 協議会が設置された学校の校長は、規則第4条に規定する学校運営に関する基本的な方針について協議会の承認が得られた場合、「学校運営に関する基本的な方針」報告書(様式第10号)により教育委員会に報告するものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 協議会の設置及び委員の任命に関し必要な行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。